

家畜排せつ物処理施設構造転換支援事業

Q & A（未定稿）

令和7年12月25日改訂版

注：Q & Aは、現時点版であり、今後変更があり得ることに留意願います。

【総論】・・・P1

- (問1) 本事業の趣旨について教えてください。
- (問2) 事業の対象となる畜種に制限はありますか。
- (問3) 本事業は、複数年度に渡る事業実施計画を承認することはできますか。

【事業実施主体】・・・P2

- (問1) 事業実施主体となり得る協議会は、どのような構成員で組織したらよいですか。
- (問2) 協議会として認められる地域の範囲はどこまでですか。
- (問3) 協議会は畜種ごとに設立する必要がありますか。
- (問4) 協議会はどのくらいの期間継続する必要がありますか。事業が完了したら解散してもよいですか。
- (問5) 協議会の設立に当たっては、どのような規約等を整備すれば良いですか。
- (問6) 畜産クラスター協議会は事業実施主体になりますか。畜産クラスター協議会で実施する場合、畜産クラスター計画の変更や提出が必要ですか。
- (問7) 共同利用施設を支援の対象とする場合にあっては、施設の設置者を事業実施主体とすることができますとされていますが、具体的にはどのような施設が想定されますか。

【取組主体】・・・P3

- (問1) 取組主体となれる者を教えてください。

(問2) 自らが畜産を営んでいない場合も、取組主体になることができますか。

- (問3) 取組主体が「畜産を営む者であって、生産した堆肥等を利用することに対し、国の事業から補助金の交付を受けている又は受ける予定である場合」は補助対象としないとありますか、具体例を教えてください。
- (問4) 取組主体の要件にある、配合飼料価格安定制度加入の確認はどのように、どのタイミングで行えばいいですか。加入していない場合は、取組主体となれませんか。

【事業実施計画】・・・P4～5

- (問1) 事業実施計画にはどのような内容を記載すればよいですか。
- (問2) 事業実施計画において、取組主体はどのような役割を果たすべきですか。
- (問3) 複数の者が取組主体として位置づけられても良いですか。
- (問4) 事業実施計画の進捗について検証作業は必要ですか。
- (問5) 家畜排せつ物法に基づく都道府県計画との関係を教えてください。
- (問6) 国の共済制度又は民間の建物共済、損害補償保険等に確実に加入することとされていますが、加入したことの確認はどのように行うのですか。
- (問7) 協議会の構成員が複数の都道府県に所在する場合、どこに事業実施計画を提出すればよいですか。
- (問8) 工程上単年度での事業完了が不可能である場合に限り、複数年度に渡る事業実施計画書を作成できるとされていますが、具体的にはどのような事業が複数年度事業として認められますか。

(問9) 複数年度にわたる事業実施計画書を作成する際の、成果目標年度はいつになりますか。

(問10) 複数年度にわたる事業実施計画書を作成する際、事業計画書の内容や事業費、国庫補助金の額は、どのように記載すればよいですか。

【成果目標】・・・P6

(問1) 成果目標はいつまでに達成しなければいけませんか。

(問2) 成果目標はどのように設定しますか。

(問3) 温室効果ガスの排出削減割合はどのように算出すればよいですか。

(問4) 一次発酵と二次発酵で管理方法が異なる場合、温室効果ガスの排出量はどのように算出すればよいですか。

(問5) 家畜排せつ物の一部を別の処理方法で処理している場合、温室効果ガスの排出量はどのように算出すればよいですか。

【補助対象】・・・P7～8

(問1) どのような施設が対象になりますか。

(問2) どのような取組が対象になりますか。

(問3) 基準事業費及び特任事業費の考え方を教えてください。

(問4) 密閉型堆肥化処理装置を導入する場合の基準事業費の考え方を教えてください。

(問5) 家畜排せつ物の焼却施設や炭化施設は対象になりますか。

(問6) 家畜排せつ物を原料とするバイオガスプラントは対象になりますか。プラントから出る固形分（堆肥）を高品質化する取組は対象になりますか。

(問7) ビニールハウスのような堆肥舎は、施設整備の対象になりますか。また、ビニールの張替えは補助対象となりますか。

(問8) 既存建屋への攪拌機の導入は補助対象になりますか。

(問9) 「施設等と一体的に整備する設備」とは、どのような設備ですか。

(問10) フロントローダーやトラック、マニュアルプレッダは補助対象になりますか。

(問11) 既存施設の撤去費用は対象になりますか。

(問12) 施設としてエプロン（コンクリート敷き）は対象になりますか。

(問13) 施設の整備又は補改修に伴い、既存施設又は設備の撤去又は原状回復を行ふことができるとありますが、具体的にはどのような取組が支援の対象になりますか。

【補改修】・・・P9

(問1) 補改修の定義を教えてください。

(問2) 補改修後の施設等の耐用年数に定めはありますか。

(問3) 施設の老朽度合い等を調査し、施設の利用管理を継続して行う上で必要な補改修の内容が分かる評価書等を事業計画書に添付することとされていますが、評価書とは具体的にどのようなものですか。また、老朽度度合い等の調査は必ず実施する必要がありますか。

(問4) 対象物件が国の補助事業で整備されたものであり、かつ、耐用年数が残っている場合、本事業で補改修することができますか。

【地域からの理解】・・・P10

(問1) 協議会への地域住民の参加は必須ですか。

(問2) 悪臭や水質汚染等について、地域住民との地域協定は必須ですか。

【リース導入】・・・P11

(問1) どのような施設や機械がリースの対象になりますか。

(問2) 貸付終了後の所有権はどうなりますか。

(問3) リース事業者に支払う、利息や保険料は支援の対象になりますか。

(問4) リース計画書と個票(別記様式第2号)を交付申請時に提出とありますが

交付決定前はリース会社と契約ができないため、リース会社等の情報は空欄で提出してもよいでしょうか。

【その他】・・・P12

(問1) 採点基準における加算項目として、「みどりの食料システム法」に規定する計画の認定による加算を受けるためには、協議会構成員の全農業従事者が、同計画の認定を受けていなければなりませんか。

(問2) 申請の際、費用対効果分析の必要はありますか。

(問3) 本事業を実施した場合、J-クレジット制度も活用することはできますか。

総論

No.	質問	回答
総論 1	本事業の趣旨について教えてください。	本事業は、「農林水産省地球温暖化計画」において、畜産分野において温室効果ガス排出削減の取組の推進が掲げられる中、温室効果ガスの排出が少ない家畜排せつ物の管理方法への変更を行うための取組を支援することにより、持続的な畜産物生産体制の構築を図ることを目的としています。
総論 2	事業の対象となる畜種に制限はありますか。	事業の対象となる畜種は、日本国温室効果ガスインベントリ報告書で規定されている牛、豚、鶏です。
総論 3	本事業は、複数年度に渡る事業実施計画を承認するこ とはできますか。	家畜排せつ物処理を継続するため、既存施設を部分的に稼働しつつ施設の増設や改修を行う必要があるなど、工程上単年度での事業完了が不可能である場合には、複数年度に渡る事業実施計画を作成することができます。ただし、次年度以降の予算を保証するものではありません。

事業実施主体

No.	質問	回答
事業実施主体	1 事業実施主体となり得る協議会は、どのような構成員で組織したらよいですか。	温室効果ガス排出削減の取組は地域で取り組むべきものであることから、畜産農家が単独で実施するのではなく、様々な関係者が結集・連携する体制が必要です。そのため、事業実施主体は、畜産を営む者に加え、地方公共団体、外部支援組織（コントラクター、TMRセンター、キャトルステーション等）、農業者の組織する団体、畜産経営支援組織（普及センター、畜産コンサルタント等）、その他関係者（機械メーカー、大学等の研究機関等耕種農家、肥料業者などのうち、2者以上の異なる役割を担う者が参画する協議会であることを要件としています。
事業実施主体	2 協議会として認められる地域の範囲はどこまでですか。	本事業における「地域」は、協議会の構成員が所在する範囲又はその活動範囲と考えることが適切であり、その活動範囲が市町村域や県域等を超える場合も想定されます。協議会の目的や取組内容等を踏まえて、適切な「地域」の範囲を設定してください。
事業実施主体	3 協議会は畜種ごとに設立する必要がありますか。	畜種別に作る必要はありません。事業実施計画においても複数畜種を対象とした計画を策定することが可能です。
事業実施主体	4 協議会はどのくらいの期間継続する必要がありますか。事業が完了したら解散してもよいですか。	本事業の協議会は、地域の畜産環境問題を解決し、持続的な畜産物生産に向けた生産基盤の強化を目指すための組織ですので、補助事業の実施にかかわらず、長期に渡り取組が継続されることが望まれます。 なお、本事業により施設等を整備した協議会においては、整備した施設や機械装置の財産処分制限期間が終了するまでの間は、補助金適正化法上の責務を負うことになります。
事業実施主体	5 協議会の設立に当たっては、どのような規約等を整備すれば良いですか。	協議会の設立に当たっては、運営を行うための事務局を設置し、組織運営に必要な規約を定め、事業の実施及び会計の手続きを適正に行うための体制を整備すること等が必要となります。 また、事業の事務手続を適正かつ効率的に行うため、代表者、意志決定の方法、事務・会計の処理方法及びその責任者、財産管理の方法及びその責任者等を明確にした規約を定め、補助金及び事務の取扱いの責任等を明確にする必要があります。
事業実施主体	6 畜産クラスター協議会は事業実施主体になれますか。畜産クラスター協議会で実施する場合、畜産クラスター計画の変更や提出が必要ですか。	畜産クラスター協議会でも本事業の要件を満たしていれば、事業実施主体になることができます。 本事業を実施するに当たり、クラスター計画の提出は必要ありませんが、本事業の事業実施計画と整合性を取る必要があるかなど畜産クラスター計画の変更の要否については、認定を受けた所管の都道府県にご相談ください。
事業実施主体	7 共同利用施設を支援の対象とする場合にあっては、施設の設置者を事業実施主体とするとができるとされていますが、具体的にはどのような施設が想定されますか。	本事業における共同利用施設とは、堆肥センターを想定しています。

取組主体

No.	質問	回答
取組主体 1	取組主体となれる者を教えてください。	<p>本事業の取組主体（施設等整備実施主体）は、地域の畜産環境問題の解決に向けて、自ら率先して事業実施計画に定められた取組を実践し、地域や他の畜産関係者との連携を図るなど、本事業の実施における中心的な役割を担うことになります。このため、取組主体となれる者は、自ら畜産業を営む者や、主に協議会内の畜産農家の家畜排せつ物等を引き受けて堆肥の生産を行う者を想定しています。</p> <p>具体的には、事業実施主体の構成員である次の要件を満たす者です。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 畜産業を営む者 (2) 農事組合法人 (3) 農地所有適格法人 (4) 株式会社又は持分会社 (5) 特定農業団体 (6) 事業協同組合又は事業協同組合連合会 (7) 公益社団・財団法人、一般公益・社団法人 (8) 公社（地方公共団体が出資している法人） (9) 農業者が組織する団体（代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがあること） (10) 農協又は農協連 (11) 地方公共団体
取組主体 2	自らが畜産を営んでいない場合も、取組主体になることができますか。	地方公共団体や農業協同組合など、自らが畜産を営まない者については、主に協議会の構成員である畜産農家から発生する家畜排せつ物等を引き受け、堆肥化処理をしている場合に取組主体となることができます。
取組主体 3	取組主体が「畜産を営む者であって、生産した堆肥等を利用することに対し、国の事業から補助金の交付を受けている又は受ける予定である場合」は補助対象としないとありますが、具体例を教えてください。	例えば、本事業で整備した施設において生産した堆肥を経営内の飼料作物作付地に利用すること等により、補助金の交付を受けられる事業などが考えられます。
取組主体 4	取組主体の要件にある、配合飼料価格安定制度加入の確認はどのように、どのタイミングで行えばいいですか。加入していない場合は、取組主体となれませんか。	<p>配合飼料価格安定制度加入の確認は、事業実施計画提出時に配合飼料価格安定制度加入に関する数量契約書のコピー又は自己申告書を提出してください。加入していない場合は、提出された自己申告書を確認した上で、取組主体となれるかどうかを判断します。</p> <p>なお、配合飼料価格安定制度加入要件に関する詳細なQ&Aについては、農林水産省畜産局飼料課が公表していますので、参考にしてください。 (https://www.maff.go.jp/j/chikusan/sinko/lin/l_siryo/haigou/attach/pdf/index-73.pdf)</p>

事業実施計画

No.	質問	回答
事業実施計画	1 事業実施計画にはどのような内容を記載すればよいでですか。	<p>事業実施計画書の様式は、要領別記様式第1号で定められています。</p> <p>事業実施計画書には、事業の目的や成果目標、それらを達成するための協議会の組織体制や構成員の役割分担や具体的な取組内容等について記載をしていただきます。</p> <p>計画の作成にあたっては、地域の現状や課題等について定量的に分析した記述を行うとともに、取組主体や他の構成員の役割分担について、どのような取組を誰と、いつ、どのような規模・方法により実施し、どのような効果が期待されるのかなど、具体的に記載してください。</p> <p>また、家畜排せつ物の処理・流通計画や、他者へ提供を行う場合、堆肥等の成分についても記載していただきます。</p>
事業実施計画	2 事業実施計画において、取組主体はどのような役割を果たすべきですか。	<p>本事業の取組主体は、本事業により施設・機械の整備を実施する対象であり、事業の目的を達成するために中心的な役割を果たすよう自ら率先して事業実施計画に定められた取組を実施しなければなりません。</p> <p>また、地域へ貢献する意志を有し、当該地域や他の畜産関係者との連携を図り、将来にわたり、経営が安定的に継続することが望されます。</p>
事業実施計画	3 複数の者が取組主体として位置づけられても良いですか	計画の目標を達成するため必要であれば、複数の者を取組主体として位置づけることが可能です。
事業実施計画	4 事業実施計画の進捗について検証作業は必要ですか。	本事業を実施した場合には成果目標の達成状況の報告が必要であり、達成状況により、必要に応じて指導が行われることがあります。
事業実施計画	5 家畜排せつ物法に基づく都道府県計画との関係を教えてください。	都道府県は、「家畜排せつ物の利用の促進に関する基本方針」に即して、家畜排せつ物の利用の促進を図るための計画（都道府県計画）を策定しています。そのため、都道府県計画との整合性が高い取組である方がより効果的であり、公益性も高い取組であると考えられます。また、採択に当たっては、事業実施計画と都道府県計画の整合性が採点の対象となっています。
事業実施計画	6 国の共済制度又は民間の建物共済、損害補償保険等に確実に加入することとされていますが、加入したことの確認はどのように行うのですか。	<p>都道府県知事宛てに提出する交付申請書に、共済又は保険等への加入に関する誓約書を添付することとします。</p> <p>さらに、事業実績報告書及び評価報告書には、取組主体等の共済又は保険等への加入状況が分かる書類の写しを添付することとします。</p> <p>なお、本事業により整備した施設等が天災等により被災した場合であって、本対策による被災施設に対する支援を目的とした対策が講じられる場合には、被災時点で共済又は保険等への加入が確認されない限り、同対策に基づく支援を受けることができない場合があります。</p>
事業実施計画	7 協議会の構成員が複数の都道府県に所在する場合、どこに事業実施計画を提出すればよいですか。	取組主体が施設等整備を行う予定地が所在する都道府県に事業実施計画を提出することになります。
事業実施計画	8 工程上単年度での事業完了が不可能である場合に限り、複数年度に渡る事業実施計画書を作成できるとされていますが、具体的にはどのような事業が複数年度事業として認められますか。	<p>工程上単年度での事業完了が不可能である場合とは、例えば、既存の堆肥舎等の補改修工事にあたり、家畜排せつ物処理を止めることができないため、既存施設を部分的に稼働しつつ施設の増設や改修を行う必要があるなど、工程上単年度で全体の事業完了が不可能である場合を想定しています。機械の発注を当該年度に実施し、納期が次年度になるような場合は、複数年度に渡る事業実施計画に該当しません。</p> <p>なお、複数年度に渡る事業計画であっても、当該年度の事業実施計画は、当該年度末までに事業（工事）が完了する内容としてください。</p> <p>单一の工事が未完成（仕掛け）のまま年度をまたぐようなことがないよう、工期を十分確認してください。</p> <p>想定している以外の事案があれば、個別に御相談ください。</p>
事業実施計画	9 複数年度にわたる事業実施計画書を作成する際の、成果目標年度はいつになりますか。	複数年度に渡る事業実施を計画している場合の成果目標年度は、事業実施最終年度（事業完了年度）の翌々年度になります。

事業 実施 計画	10	複数年度にわたる事業実施計画書を作成する際、事業 計画書の内容や事業費、国庫補助金の額は、どのように 記載すればよいですか。	事業の目的及び成果目標並びに年度別事業計画表は、複数年度に渡る計画を記載してください。 交付等要綱第11の交付決定に当たっては、2年目以降の交付決定を保証するものではありません。交付決定額は、あくまでも単年度の事業実施計画 について行う必要があります。「経費の配分及び負担区分」や「施設等の整備の種類・内容」、「施設等の整備に係る経費等」等、単年度の補助金の 交付決定や実績報告に必要となる項目については、当該年度の内容を記載してください。
----------------	----	--	---

成果目標

No.	質問	回答
成果目標 1	成果目標はいつまでに達成しなければいけませんか。	要領第5の2において、事業完了年度の翌々年度としています。
成果目標 2	成果目標はどのように設定しますか。	成果目標は家畜排せつ物の管理方法の変更による温室効果ガスの20%以上の削減をする目標を立てていただきます。
成果目標 3	温室効果ガスの排出削減割合はどのように算出すればよいですか。	温室効果ガスは日本国温室効果ガスインベントリ報告書に基づいて算定することとしています。その際、事業実施前の温室効果ガス排出量は目標年度における家畜種の飼養頭羽数規模から排出される家畜排せつ物を事業実施前の管理方法で処理した場合に排出される量を、事業実施後の温室効果ガス排出量は目標年度における家畜種の飼養頭羽数規模から排出される家畜排せつ物を事業実施後の管理方法で処理した場合に排出される量を算定してください。詳細は成果目標計算様式（例）をご参照ください。
成果目標 4	一次発酵と二次発酵で管理方法が異なる場合、温室効果ガスの排出量はどのように算出すればよいですか。	家畜排せつ物の50%分をそれぞれの管理方法で処理したとみなし、算定をしてください。
成果目標 5	家畜排せつ物の一部を別の処理方法で処理している場合、温室効果ガスの排出量はどのように算出すればよいですか。	複数の家畜排せつ物処理を組み合わせて行う場合には、家畜排せつ物をその割合に応じて按分し、計算をしてください。

補助対象

No.	質問	回答
補助対象 1	どのような施設が対象になりますか。	本事業で補助の対象としている施設は、以下のとおりです。また、施設と一体的に整備する設備（攪拌機、プロワー等）や機械（堆肥散布機、切返作業機、堆肥運搬機）も補助の対象になります。 ただし、以下に該当する施設であっても、地方自治体自らが所有する家畜のための施設は想定しておりません。 堆肥化処理施設（堆肥舎、堆肥発酵施設（密閉縦型堆肥化装置及び一体的に整備する脱臭装置を含む）、液肥化処理施設（ばつ気槽、貯留槽、スラリータンク等）
補助対象 2	どのような取組が支援対象になりますか。	例えば家畜排せつ物を堆積発酵や貯留により処理していたものを攪拌機やプロワーを導入し開放型強制発酵ができるように堆肥舎を補改修する取組や縦型コンポストの導入により密閉型強制発酵に変更する取組など、温室効果ガス排出削減に資する家畜排せつ物の管理方法の変更を行うための取組を支援します。
補助対象 3	基準事業費及び特認事業費の対象経費の考え方を教えてください。	基準事業費及び特認事業費は、施設本体の建設に必要な経費を対象とし、要領別紙3の別表3の事業費構成における建物工事費及び工事雑費（代行施行の場合、代行施行管理料を除く）になります。
補助対象 4	密閉型堆肥化処理装置を導入する場合の基準事業費の考え方を教えてください。	密閉型堆肥化処理装置を格納するために建屋を整備する場合は、建屋に基準事業費を適用してください。 密閉型堆肥化処理装置を建屋内に格納せず、基礎の上に設置する場合は、基礎部分に基準事業費を適用してください。
補助対象 5	家畜排せつ物の焼却施設や炭化施設は対象になりますか。	本事業では対象となります。なお、別紙2の畜産環境対策総合支援事業では対象となりますので、そちらの活用の検討をお願いします。
補助対象 6	家畜排せつ物を原料とするバイオガスプラントは対象になりますか。	FIT制度又はFIP制度による売電を行わない場合、対象となります。家畜排せつ物処理に必ずしも必要のないガスホルダー、ガス精製設備、発電設備等については、補助対象外となります。
補助対象 7	ビニールハウスのような堆肥舎は、施設整備の対象になりますか。	施設等の整備後の耐用年数が5年以上で、かつ、国の共済制度又は民間の建物共済、損害補償保険等に確実に加入することができる施設については、補助対象となります。
補助対象 8	既存施設への攪拌機の導入は、補助対象になりますか。	既存施設の補改修を伴った家畜排せつ物の管理方法の変更を行う場合、設備の導入費や工事費を含め補助対象となります。
補助対象 9	「施設等と一体的に整備する設備」とは、どのような設備ですか。	本事業において導入できる設備は、整備又は補改修する施設と一体的に導入するものであり、 (1) 整備する施設と併せて設置すること (2) 基本的な処理工程又に直接かかわる施設であること (3) 施設に備え付けられた後は容易に分離できないか、又は、施設で行われる処理工程のあり方に本質的に関わるものであること等の要件を満たすものです。
補助対象 10	フロントローダーやホイルローダー、トラック、マニュアスプレッダーは、補助対象になりますか。	堆肥化処理施設を整備する際に附帯する機械として、堆肥切返機（フロントローダー、ホイルローダー）、堆肥運搬車（特装しているものに限る）、堆肥散布機（マニュアスプレッダー）を補助対象としています。機械のみの導入は、補助対象としていません。 なお、導入機械には事業名や堆肥専用であることをわかりやすく表示してください。
補助対象 11	既存施設の撤去費用は対象になりますか。	事業実施要領第6の1（4）において、原則対象ですが、要領別表1のとおり、堆肥化処理施設等の整備又は補改修に伴い、既存施設又は設備の撤去又は原状回復を補助対象としています。ただし、成果目標の達成のために必要な最小限の範囲に限ります。

補助対象	12	施設としてエプロン（コンクリート敷き）は対象になりますか。	補助対象となる附帯設備については、施設で行われる処理工程のあり方に本質的に関わるものとしています。エプロン部分をふん尿搬入用の通路として使用する場合、施設で行われる処理工程のあり方に本質的に関わるものとは言い難いことから、構内舗装と同様に対象とはなりません。 ただし、基礎の一部を構成する犬走りのようなものや、出入口の段差を解消するためのスロープについては、建物の一部として解釈することができます。
補助対象	13	施設の整備又は補改修に伴い、既存施設又は設備の撤去又は原状回復を行うことができるとありますか、具体的にはどのような取組が支援の対象になりますか。	施設の整備又は補改修に伴う既存施設又は設備の撤去とは、例えば、堆肥化処理施設建設予定地にある既存施設の撤去や、既存畜舎を堆肥化処理施設へ用途変更する際の、柵や飼槽の撤去等が該当します。 施設の整備又は補改修に伴う既存施設又は設備の原状回復とは、家畜排せつ物管理方法変更のための施設の補改修と併せて実施する壁や屋根の穴をふさぐ等の修繕や、既存施設に新規設備を搬入する際、撤去せざるを得なかった既存設備や壁、扉の原状回復等が該当します。

補改修

No.	質問	回答
補改修 1	補改修の定義を教えてください。	<p>本事業でいう施設の補改修とは、既存施設を温室効果ガス排出削減に資する家畜排せつ物処理施設に改築することをいいます。</p> <p>本事業における施設の補改修に当たっては、事業の趣旨を踏まえ、以下の内容である必要があります。なお、既存施設内の設備等を撤去する工事や、導入する設備の設置工事は、施設の補改修にあたりません。</p> <p>例：家畜飼養施設等を自動攪拌機を備えた堆肥発酵施設に改修 自動攪拌機を据え付けるため、施設の柱等を補強する改修 等</p>
補改修 2	補改修後の施設等の耐用年数に定めはありますか。	<p>施設の補改修に当たっては、原則として、交付対象となる施設等の整備後の耐用年数が5年以上であること、かつ、内部設備の法定耐用年数以上であることとしています。</p> <p>なお、施設の補改修後の耐用年数期間内に供用できなくなった場合には、自己負担による追加の補改修等により取組を継続させる必要があります。</p>
補改修 3	施設の老朽度合い等を調査し、施設の利用管理を継続して行う上で必要となる補改修の内容が分かる評価書等を事業計画書に添付することとされていますが、評価書とは具体的にどのようなものですか。また、老朽度度合い等の調査は必ず実施する必要がありますか。	<p>老朽度等の調査は、施設整備当初の建設事業者が実施する場合や、建築士等の専門家が調査・判定すること等を想定しており、提出される報告書が評価書に当たります。</p> <p>既存施設の補改修を行う場合は、老朽度等を調査し、整備後に5年以上継続して施設を利用する上で、どのような補改修が必要であるかを明確にした上で事業に取組んでください。</p>
補改修 4	対象物件が国の補助事業で整備されたものであり、かつ、耐用年数が残っている場合、本事業で補改修することができますか。	補助事業によっては整備した施設が制約を受ける場合がありますので、当該事業の担当部局（地方農政局等）に相談してください。

地域からの理解

No.	質問	回答
地域理解	1 協議会への地域住民の参加は必須ですか。	地域住民が協議会の構成員として参画することは必須ではありませんが、悪臭や水質汚濁等の公害の発生防止を図る観点から、整備する施設等は、風向きや施設の配置には十分配慮し、地域住民から理解を得られる適正な規模及び処理能力を有する必要があります。
地域理解	2 悪臭や水質汚濁等について、地域住民との地域協定は必須ですか。	地域協定の締結は必須ではありませんが、周辺住民等に対する事業説明が適切に実施されていないなど、事業が円滑に実施されることが見込まれない場合には、申請が採択されないことがあります。

リース導入

No.		質問	回答
リース	1	どのような施設や機械がリースの対象になりますか。	補助対象としている施設及び機械は、全てリースの対象になりますが、当該施設や機械をリースするリース事業者については、事業実施主体又は取組主体において、選定することになります。
リース	2	貸付終了後の所有権はどうなりますか。	貸付終了後の所有権は、移転する契約としてください。
リース	3	リース事業者に支払う、利息や保険料は支援の対象になりますか。	リース事業者に支払う、物件本体の支払い以外の利息や保険料等は、支援の対象なりません。
リース	4	リース計画書と個票（別記様式第2号）を交付申請時に提出とありますが、交付決定前はリース会社と契約ができないため、リース会社等の情報は空欄で提出してもよいのでしょうか。	リース会社と契約を結ぶのは、交付決定後になります。交付申請時に様式を添付するのは、リース導入であることがわかるため、また実績報告時に付け忘れを防ぐために添付するものなので、交付申請時に提出する際はリース計画書と個票は空欄で提出してください。また、交付申請時にはリース契約に係る添付書類も必要ありません。実績報告の時にリース計画書と個票を記載し、必要な添付書類を付けて提出するようにしてください。

その他

No.	質問	回答
その他 1	採点基準における加算項目として、「みどりの食料システム法」に規定する計画の認定による加算を受けるためには、協議会構成員の全農業従事者が、同計画の認定を受けていなければなりませんか。	取組主体が、「みどりの食料システム法」に規定する環境負荷低減事業活動実施計画、特定環境負荷低減事業活動実施計画、基盤確立事業実施計画のいずれかの認定を受けている場合、加算されます。
その他 2	申請の際、費用対効果分析の必要はありますか。	費用対効果分析の必要はありませんが、要領第3の2（3）の通り取組主体は、将来にわたり、安定的な経営継続が見込まれることとしておりますので、地方農政局等の求めに応じ、経営状況が確認できる書類を提出してください。
その他 3	本事業を実施した場合、J-クレジット制度も活用することはできますか。	本事業は、肥料の国産化に向けて、畜産業由来の堆肥などの国内資源の肥料利用を推進するためのメニューとして、温室効果ガス排出削減に必要な家畜排せつ物の管理方法の変更のための施設等の整備又は補改修、若しくはリース導入等に必要な費用の一部について補助をする事業です。 一方、J-クレジット制度は、温室効果ガス排出削減等の取組により、削減されたCO ₂ 量を「クレジット」として国が認証する制度のため、本制度の活用を制限することはありません。